

平成 29 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ミダック
代 表 者 名 代表取締役社長 矢板橋 一志
(コード番号：6564 名証第二部)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 高田 廣明
電 話 番 号 053-471-9283

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 29 年 11 月 17 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の名古屋証券取引所市場第二部への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による新株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 182,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（平成29年12月1日の取締役会で決定する。） |
| (3) 払 込 期 日 | 平成29年12月21日（木曜日） |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 平成29年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、岡三証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、株式会社S B I証券、マネックス証券株式会社及び安藤証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集による新株式は発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格 | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成29年12月12日に決定する。） |
| (7) 申 込 期 間 | 平成29年12月14日（木曜日）から 平成29年12月19日（火曜日）まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 株 式 受 渡 期 日 | 平成29年12月22日（金曜日） |
| (10) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (11) 払 込 取 扱 場 所 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 浜松支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. 引受人の買取引受けによる株式売出しの件

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 150,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 浜松市東区 熊谷勝弘 150,000株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しとし、岡三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。 |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向け売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。引受価額は、上記1. における募集株式の引受価額と同一となる。 |
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | |
|---|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 49,800株（上限） |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 売出人 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社 売出株式数 当社普通株式 49,800株（上限） （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、平成29年12月12日に決定される。） |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しである。 |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 の 数 | 当社普通株式 49,800株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。） |
| (3) 割 当 価 格 | 未定（上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。） |
| (4) 申 込 期 日 | 平成30年1月19日（金曜日） |
| (5) 払 込 期 日 | 平成30年1月22日（月曜日） |
| (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 平成29年12月12日に決定される予定の割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

- (7) 割 当 方 法 割当価格で岡三証券株式会社割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社三菱東京UFJ銀行 浜松支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

上記1.の公募による新株式発行に関して、当社は、岡三証券株式会社に対し、引受株数のうち33,200株を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株式等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

[ご 参 考]

1. 公募による新株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

| | | |
|-----------|--------------------------|------------|
| 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 | 182,000株 |
| 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受けによる株式売出し | |
| | 当社普通株式 | 150,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる株式売出し(※) | |
| | 当社普通株式 | 上限 49,800株 |

(2) 需 要 の 申 告 期 間

平成29年12月5日(火曜日)から
平成29年12月11日(月曜日)まで

(3) 価 格 決 定 日

平成29年12月12日(火曜日)

(発行価格及び売出価格は、新株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申 込 期 間

平成29年12月14日(木曜日)から
平成29年12月19日(火曜日)まで

(5) 払 込 期 日

平成29年12月21日(木曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日

平成29年12月22日(金曜日)

(※) 上記オーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による新株式発行及び引受人の買取引受けによる株式売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、岡三証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記オーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、岡三証券株式会社が当社株主である熊谷裕之(以下「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連し、当社は平成29年11月17日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式49,800株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、岡三証券株式会社は、平成29年12月22日から平成30年1月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数を上限(以下「上限株式数」という。)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

岡三証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、岡三証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

| | | |
|---------------------------------|------------|------|
| 現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 | 3,076,500株 | |
| 公 募 増 資 に よ る 増 加 株 式 数 | 182,000株 | |
| 公 募 増 資 後 の 発 行 済 株 式 総 数 | 3,258,500株 | |
| 第 三 者 割 当 増 資 に よ る 増 加 株 式 数 | 49,800株 | (最大) |
| 第 三 者 割 当 増 資 後 の 発 行 済 株 式 総 数 | 3,308,300株 | (最大) |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

3. 調達資金の使途

今回の公募による新株式発行により調達する手取概算額 203,300 千円、及び第三者割当増資による募集株式発行の手取概算額上限 57,270 千円については、平成 30 年 3 月期における廃棄物処分事業の富士宮事業所の修繕費に 50,000 千円、平成 31 年 3 月期における廃棄物処分事業の本社事業所の水処理設備に 42,320 千円、富士宮事業所の焼却破砕設備に 77,900 千円、修繕費に 22,490 千円及び収集運搬事業の収集運搬車両に 67,860 千円充当する予定であります。修繕に関しては、設備の予防保全、故障防止及び耐用年数増加のためのものであり、設備投資に関しては、既存施設の更新及び設備新設であり事業基盤の保持及び拡大のために必要不可欠なものであります。

なお、上記資金については、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,250 円) を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社では、企業価値の向上によって株主利益を増大させることを最重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的実施を基本としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化及び今後のさらなる業容拡大を図るための投資に充当する等、有効に活用してまいりたいと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、基本方針に基づき株主への利益還元を行っていきたいと考えておりますが、現時点におきましては、利益還元の内容及び実施時期については未定であります。

(4) 過去 2 決算期間の配当状況

| | 平成 28 年 3 月期 | 平成 29 年 3 月期 |
|----------------------------|---------------------|---------------------|
| 1 株当たり当期純利益金額 (連結) | 15.21 円 | 93.35 円 |
| 1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) | 6,000.00 円 (-) | 6,000.00 円 (-) |
| 配当性向 (連結) | 78.9% | 12.9% |
| 自己資本当期純利益率 (連結) | 4.0% | 22.0% |
| 純資産配当率 (連結) | 3.1% | 2.8% |

(注) 1. 1 株当たり当期純利益金額 (連結) は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率 (連結) は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本 (期首・期末の平均) で除した数値であり、純資産配当率 (連結) は配当総額を純資産 (期首・期末の平均) で除した数値であります。

3. 当社は、平成 29 年 7 月 31 日付で普通株式 1 株につき 500 株の株式分割を行っておりますが、平成 28 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益金額 (連結) を算定しております。

5. ロックアップについて

上記 1. の公募による新株発行、上記 2. の引受人の買取引受けによる株式売出しに関連して、貸株人である熊谷裕之、売出人である熊谷勝弘、当社株主である株式会社フォンスアセットマネジメン

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

ト、高橋由起子、矢板橋一志、武田康保、加藤恵子、高田廣明、鈴木清彦、井上正弘、鈴木隆、山口晃生、越智雅彦、砂山伸治及び木村清子は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年6月19日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受けによる株式売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

当社株主である名古屋中小企業投資育成株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社静岡銀行、浜松信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、りそなキャピタル株式会社、日本アジア投資株式会社及び静岡キャピタル5号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年3月21日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる株式売出し及びその売却価格が募集要項における発行価格の1.5倍以上である、主幹事会社を通して行う名古屋証券取引所における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年6月19日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年11月17日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、名古屋証券取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。